

下請負人等との契約締結における暴力団排除に関する条項について

平成25年12月1日から千早赤阪村暴力団排除条例を施行することに伴い、同日以降に本村と公共工事等の契約を締結する案件について下請業者等と契約を締結されるときは、契約書の「発注者の契約解除権」の条項に暴力団排除の旨を加えていただきますようお願いいたします。

なお、条文については、下記のを参考にしてください。

<参考>

発注者の解除権

第 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表するものをいう。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (2) 暴力団員が顧問に就任するなど事実上、経営に参加していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請け契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号から第5号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

下請負人が解除指導に従わない場合の当該契約の解除条項

第 条 受注者が第●条各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。

第 条 発注者は、受注者が次に該当するときは、契約を解除することができる。

- 2 第▲条の規定により、発注者から契約の解除を求められた場合において、受注者がこれに従わなかったとき。

参考(大阪府警察本部 暴力団排除条項の記載例)

http://www.police.pref.osaka.jp/05bouhan/boutai/bouhai_jyourei/kisairei_1.html